

令和4年度決算に基づく財政健全化判断比率等の状況

1 健全化判断比率について

健全化判断比率とは、各自治体の財政の健全化に関する比率であり「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」、「将来負担比率」の4指標を指します。

その比率の水準に応じて、健全団体、早期健全化団体、再生団体に分類されます。



○指標の整備と情報開示の徹底

財政の安定または、早急な健全化対策を取るに至らない財政レベルを指します。

○自主的な改善努力による財政健全化

早期に対応を図るべき状態で、「財政健全化計画」を定め健全化を目指します。

○国等の関与による確実な再生

「財政再生計画」を定め、総務大臣の同意のもとで健全化に取り組みます。

【健全化判断比率】

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
令和4年度	—	—	7.1%	—
(令和3年度)	(—)	(—)	(7.0%)	(—)
早期健全化基準	15%	20%	25%	350%
財政再生基準	20%	30%	35%	

(1) 実質赤字比率

【算式】 普通会計赤字額 ÷ 標準財政規模

普通会計（一般会計、ケーブルテレビ特別会計）が抱える赤字の程度を示す比率です。（財政の深刻度を示す。）

令和4年度は、普通会計決算額が黒字であり、実質赤字比率はありません。

(2) 連結実質赤字比率

【算式】 全会計赤字総額 ÷ 標準財政規模

村の全ての会計の赤字や黒字を合算し、村全体の赤字の規模を示す比率です。

令和4年度は全会計の決算額が黒字であり、連結実質赤字比率はありません。

(3) 実質公債費比率

※3年平均が指標となる

【算式】 (元利償還金 + 準元利償還金 - 特定財源等) ÷ 標準財政規模等

全ての会計や一部事務組合などを含む村全体の借入金返済額の規模を示します。（資金繰りの危険度を示す）※18%以上は、起債借入に対する県の許可が必要です。

令和4年度は、元利償還金（3か年平均）が増加したことなどにより、昨年と比べ0.1ポイント増加しましたが、依然として起債借入時の基準18%を下回っている為、危険な水準とはなっておらず、前年度に引き続き借入時は協議制となります。

(4) 将来負担比率

【算式】 将来負担額－（基金等充当可能＋特定財源見込額等）÷標準財政規模等

実質公債費比率に算入した全ての借入金や将来支払わなければならない可能性のある負担金（退職手当支給予定額等）の年度末時点（R5.3.31）での残高の程度を示す比率です。（将来、財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示す）

令和4年度は、将来支払う予定である地方債現在高が前年に比べ減少すると共に基金の残高等が将来負担額を上回ったため、将来負担比率はありません。

2 各公営企業の資金不足比率について

資金不足比率は、公営企業会計ごとの資金の不足額の度合いを表す指標です。経営健全化基準（20%）以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければなりません。

令和4年度から、簡易水道事業と下水道事業が法適化されたことから、これらの会計の資金不足比率の算定方法も変更となりましたが、資金不足比率は比率なしとなりました。

令和3年度

「簡易水道特別会計」、「農業集落排水特別会計」「生活排水処理特別会計」

↓

令和4年度

「簡易水道事業会計」、「下水道事業会計（農集と生排が統合）」

資金不足比率

【算式】 資金の不足額÷事業の規模

【公営企業会計の資金不足比率】

	簡易水道 事業会計	下水道 事業会計		スキー場 特別会計
令和4年度	—	—		—
(令和3年度)	簡易水道 特別会計	農業集落排水 特別会計	生活排水処理 特別会計	スキー場特別 会計
	(—)	(—)	(—)	(—)
資金不足判断基準	20%	20%	20%	20%

令和4年度は、いずれの会計も黒字であり資金不足が生じた公営企業はないため、資金不足比率はありません。